

第30回本別町農業委員会総会議事録

開催日時	令和元年11月25日（月曜日）								
開催場所	本別町役場 3階会議室								
開催及び 閉会日時	開 会	令和元年11月25日 午前9時57分							
	閉 会	令和元年11月25日 午前10時35分							
出席委員 (15名)	議 席	委 員 名	出	欠	議 席	委 員 名	出	欠	
	1 番	佐々木 幸 一	○		9 番	小 坂 好 弘	○		
	2 番	齋 等	○		10 番	久 常 直 樹	○		
	3 番	河 野 一 紀	○		11 番	齊 藤 一 成	○		
	4 番	牧 田 安 史	○		12 番	中 野 康 夫	○		
	5 番	石山 ひろのり	○		13 番	細 田 昇		○	
	6 番	山 西 輝 美		○	14 番	荒 木 幸 造	○		
	7 番	荒 哲 弘	○		15 番	風 間 進	○		
	8 番	川 初 光 章	○						
職務のため出席 した者の職名	事務局長 倉崎 景一 主 査 原 英 樹 主 事 山 崎 拓								
議 長	会長職務代理者 荒木 幸造								
議事録署名委員	3番 河野 一紀 委員 4番 牧田 安史 委員								

第30回本別町農業委員会総会

議事日程

開会宣言

- 日程1 議事録署名委員の指名 3番 河野一紀委員 4番 牧田安史委員
- 日程2 報告第1号 農地転用に係る完了届について
- 日程3 報告第2号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について
- 日程4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程5 議案第2号 現況証明願について
- 日程6 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
- 日程8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく第16条第1項に基づく買入協議要
請について
- 日程9 報告第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について
- 日程10 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく第16条第1項に基づく買入協議要
請について

閉会宣言

第30回 本別町農業委員会総会

(議事録)

開会宣言	(午前9時57分)
荒木議長	<p>本日、農業委員会総会の開催にあたりまして、委員の皆様には公私共何かとお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。</p> <p>本日の総会に「山西会長、細田委員」から欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。</p> <p>それでは、ただ今から、第30回本別町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の出席委員は13名です。</p> <p>よって定数に達しておりますので、本総会は成立しております。</p>
日程 1	議事録署名委員の指名
荒木議長	<p>議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第14条により、3番河野一紀委員、4番牧田安史委員を指名しますのでよろしくお願いします。</p>
日程 2	報告第1号 農地転用に係る完了届けについて
荒木議長	<p>報告第1号、「農地転用に係る完了届けについて」を議題とします。</p> <p>事務局より報告の内容の説明を求めます。</p>
山崎主事	<p>報告第1号、農地転用に係る完了届けについて。</p> <p>次のとおり、農地法第4条の規定による農地転用事業に係る完了届があったものについて、報告する。令和元11月25日、本別町農業委員会会長。</p> <p>番号1番、所在・地番 ●●●127番1内、地目、登記、畑、現況、農業用施設、面積、4,543㎡、地種、農用地区域内農地、申請者、●●●氏、●●●、転用期間、永久転用、完了日、令和元年9月26日、転用目的は育成舎・バンカーサイロ建設のためとなっております。以上です。</p>

荒木議長	次に、調査委員長から調査結果について報告願います。
荒委員長	報告第1号1番について報告いたします。調査日は令和元年11月8日、調査委員は私、荒と中野委員、細田委員で行いました。
	平成30年7月10日付け本農委第30－4号で許可した本件について、計画どおり転用が完了していたことを確認してまいりましたので報告いたします。
荒木議長	ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この報告に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。
	(ありませんとの声)
荒木議長	質問がないようですので、報告第1号1番はこれで報告済みといたします。
日程3	報告第2号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について
荒木議長	報告第2号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用結果について」を議題とします。
	事務局より報告の内容の説明を求めます。
原主査	報告第2号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について、農業経営基盤強化促進法に基づき農用地利用調整委員会による調整を行ったので下記のとおり報告する。令和元年11月25日 本別町農業委員会会長。
	番号1番、出し手住所・氏名、●●● ●●●氏 外1名、A団地 土地の所在 ●●●128番3、地目、登記・現況ともに畑、面積287㎡、外5筆、計69,086㎡、評価価格1,365万5千円、B-1-1団地 土地の所在 ●●●126番18、地目、登記・現況ともに畑、面積6,991㎡、外4筆、計45,711㎡、評価価格909万3千円、B1-2団地 土地の所在、●●●145番1内、地目、登記・現況ともに畑、面積10,734㎡、評価価格96万6千円、B2団地 土地の所在 ●●●145番4、地目、登記・現況ともに畑、面積124㎡、外1筆、計818㎡、評価価格6万5千円、B3団地、土地の所在、●●●145番1内、地目、登記・現況ともに畑、面積4,253㎡、外3筆、計23,323㎡、評価価格420万3千円、B4団地、土地の

所在、●●●128番1内、地目、登記・現況ともに畑、面積1,238㎡、外3筆、計5,088㎡、評価価格39万6千円。C-1団地、土地の所在、●●●197番地1内、地目、登記・現況ともに畑、面積30,338㎡、外1筆計34,762㎡、評価価格、898万3千円、C-2団地、土地の所在、●●●197番1内、地目、登記・現況ともに畑、面積、9,363㎡、外1筆、計9,787㎡、評価価格、74万1千円。なお、土地評価表、特記事項は記載のとおりです。

荒木議長
小坂委員長

次に、調整委員長から調整結果を報告願います。

報告第2号1番について報告します。

現地調査、調整委員会をともに平成31年4月17日に実施し、当日の調整委員は私、小坂と牧田委員、風間委員、地区の齊藤委員にアドバイスをお願いして行いました。

●●●氏外1名が売買を希望している農地について平成31年4月17日に調整を行った結果、A団地は当該地区標準モデル価格28万4千円・土地評価点70点、10a当り19万7千7百円で、B1-1団地は当該地区標準モデル価格28万4千円・土地評価点71点、10a当り19万8千9百円で、B1-2団地は当該地区標準モデル価格28万4千円・土地評価点56点、小面積による乖離30%を適用し、10a当り9万円で、B2団地は当該地区標準モデル価格28万4千円・土地評価点57点、小面積による乖離50%を適用し、10a当り7万9千5百円で、B3団地は当該地区標準モデル価格28万4千円・土地評価点66点、10a当り18万2百円で、B4団地は当該地区標準モデル価格28万4千円・土地評価点63点、小面積による乖離50%を適用し、10a当り7万7千8百円で、●●●氏と調整を行いましたが、受け手の合意が得られず不成立となりましたので、町長に農業公社への買入要請をします。

C-1団地は当該地区標準モデル価格28万4千円・土地評価点91点、10a当り25万8千4百円で、C-2団地は当該地区標準モデル価格8万5千円・土地評価

<p>荒木議長</p>	<p>点89点、10a当り7万5千7百円で●●●氏と調整を行ったところ、出し手、受け手双方の合意により調整が成立したことを報告します。</p> <p>ただ今、事務局並びに調整委員長からから説明がありましたが、この報告に対する質疑を行います。</p> <p>どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>荒木議長</p>	<p>質問がないようですので、報告第2号1番はこれで報告済みとします。</p>
<p>日程4</p>	<p>議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について</p>
<p>荒木議長</p>	<p>議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。</p> <p>1番から3番を一括して提案いたします。</p> <p>事務局より提案の内容の説明を求めます。</p>
<p>山崎主事</p>	<p>議案第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について。次のとおり、農地の賃貸借について関係者から解約の通知があったので承認の可否について議決を求める。令和元年11月25日、本別町農業委員会会長。</p> <p>議案にかかっているものについて解約の通知日から土地の引渡日まで、すべて6ヵ月以内であることから、解約の要件を満たしていると思われま。</p> <p>番号1番、所在・地番、●●●260番4内、地目、登記・現況ともに畑、面積30,566㎡、外7筆、計119,068㎡、貸主、●●●氏 ●●●、借主、●●●氏 ●●●、解約成立日、土地の引渡日は、いずれも令和元年10月25日、通知のあった日は、令和元年10月29日です。番号2番、所在・地番、●●●86番2、地目、登記・現況ともに畑、面積18,276㎡、外1筆、計66,871㎡、貸主 ●●●氏 ●●●、借主、●●●氏 ●●●、解約成立日、土地の引渡日、通知のあった日は、いずれも令和元年10月30日です。番号3番、所在地番、●●●2番2内、地目、登記、原野、現況、畑、面積11,269㎡、外4筆、計88,071㎡、貸</p>

<p>荒木議長</p>	<p>主、●●●氏 ●●●、借主、●●●氏 ●●●、解約成立日、土地の引渡日、通知のあった日は、いずれも令和元年10月31日です。以上です。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。</p> <p>どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>荒木議長</p>	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第1号1番から3番は提案のとおり承認することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>荒木議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第1号1番から3番は提案のとおり承認されました。</p>
<p>日程5</p>	<p>議案第2号 現況証明願について</p>
<p>荒木議長</p>	<p>議案第2号「現況証明願について」を議題とします。</p> <p>事務局より提案の内容の説明を求めます。</p>
<p>山崎主事</p>	<p>議案第2号 現況証明願について。次のとおり現況証明願があったので審議の上、証明書を発給するものとする。令和元年11月25日、本別町農業委員会会長。</p> <p>番号1番、所在地番、●●●165番23、地目、登記、畑、現況、宅地、面積4,810.3㎡、外9筆、計64,001.3㎡、判定地目、宅地・原野、利用状況、宅地・原野、所有者、●●●氏 ●●●。以上です。</p>
<p>荒木議長</p>	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p>
<p>荒委員長</p>	<p>議案第2号1番について報告いたします。調査日、調査委員は報告1号1番と同じです。本申請地は、登記簿上は農地になっていますが、現況は、165番1内は宅地化、それ以外の地番については原野化して相当年経過していることから、現況証明の発行は止むを得ないものと見てまいりましたので報告いたします。</p>

荒木議長	<p>ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
荒木議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第2号1番は提案のとおり証明書を発給することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
荒木議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号1番は提案のとおり証明書を発給することに決定されました。</p>
日程6	<p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について</p>
荒木議長	<p>議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>はじめに1番について提案します。</p> <p>事務局より提案の内容の説明を求めます。</p>
山崎主事	<p>議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による許可申請について、下記の通り提出があったので許可の可否について議決を求める。令和元年11月25日、本別町農業委員会会長。</p> <p>農地法第3条第2項各号に要する判断については、別添の農地法第3条調査書のとおりすべての要件を満たしていると思われまますので説明を省略させていただきます。</p> <p>番号1番、所有権移転(売買)、所在・地番、●●●352番3、地目、登記、原野、現況、畑、面積9,212㎡、外24筆、計123,947.5㎡、譲渡人、●●●氏 ●●●、譲受人、●●●氏 ●●●、申請理由は、非農家のためと経営規模拡大のためとなっております。以上です。</p>
荒木議長	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p>
河野委員	<p>荒木調査委員長が議長を務めているため、私、河野が代理で報告します。議</p>

	<p>案第3号1番について報告いたします。調査日は、令和元年10月3日、調査委員は荒木調査委員長、私、河野、石山委員で行いました。</p> <p>本申請は、農地法第3条による売買の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。</p>
荒木議長	<p>ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
荒木議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第3号1番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
荒木議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第3号1番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に2番について提案します。</p> <p>事務局より提案の内容の説明を求めます。</p>
山崎主事	<p>番号2番、所有権移転(売買)、所在・地番、●●●162番12、地目、登記・現況ともに畑、面積1,225㎡、譲渡人、●●●氏 ●●●、譲受人、●●●氏 ●●●、申請理由は、譲受人希望のためと土地改良事業申請のためとなっております。以上です。</p>
荒木議長	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p>
荒委員長	<p>議案第3号2番について報告します。調査日、調査委員は報告1号1番と同じです。</p> <p>本申請は、農地法第3条による売買の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。</p>

荒木議長	ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。
齊藤委員	はい。
荒木議長	齊藤委員。
齊藤委員	経営面積が1番の●●●さんとまったく同じなのですが。
山崎主事	はい。
荒木議長	山崎主事。
山崎主事	●●●さんの面積が誤りで、正しくは540, 571㎡です。
荒木議長	訂正願います。ほかにありませんか。
	(ありませんとの声)
荒木議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第3号2番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。
	(ありませんとの声)
荒木議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第3号2番は提案のとおり許可することに決定されました。 次に3番について提案します。 事務局より提案の内容の説明を求めます。
山崎主事	番号3番、所有権移転(売買)、所在・地番、●●●260番4内、地目、登記・現況ともに畑、面積30, 566㎡、外7筆、計119, 068㎡、譲渡人、●●●氏 ●●●、譲受人、●●●氏 ●●●、申請理由は、参加法人への譲渡と経営規模拡大のためとなっております。以上です。
荒木議長	次に、調査委員長から調査結果について報告願います。
荒委員長	議案第3号3番について報告します。調査日、調査委員は、報告第1号1番と同じです。 本申請は、農地法第3条による売買の申請であり、申請書に基づき記載内容と

<p>荒木議長</p>	<p>現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。</p> <p>ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>荒木議長</p>	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第3号3番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>荒木議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第3号3番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に4番について提案します。</p> <p>事務局より提案の内容の説明を求めます。</p>
<p>山崎主事</p>	<p>番号4番、所有権移転(贈与)、所在・地番、●●●165番1内、地目、登記・現況ともに畑、面積30, 238㎡、外18筆、計181, 295㎡、譲渡人、●●●氏 ●●●、譲受人、●●●氏 ●●●、申請理由は、後継者への贈与と上記理由によるとなっております。以上です。</p>
<p>荒木議長</p>	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p>
<p>荒委員長</p>	<p>議案第3号4番について報告します。調査日、調査委員は、報告第1号1番と同じです。</p> <p>本申請は、農地法第3条による売買の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。</p>
<p>荒木議長</p>	<p>ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>

荒木議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第3号4番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
荒木議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第3号4番は提案のとおり許可することに決定されました。</p>
日程7	<p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について</p>
荒木議長	<p>議案4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を議題とします。</p> <p>事務局より提案の内容の説明を求めます。</p>
原主査	<p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について。次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について決議を求める。令和元年11月25日、本別町農業委員会会長。</p> <p>番号1番、所有権移転、所在・地番、●●●197番1、地目、登記・現況ともに畑、面積39,701㎡、外2筆、計44,549㎡、譲渡人、●●●氏 ●●●、譲受人、●●●氏 ●●●、利用権の種類・法律関係はともに売買。移転時期、令和元年11月26日、支払期限、令和2年2月28日、引渡時期、対価の支払日、金額、972万4千円、以上です。</p>
荒木議長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
荒木議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第4号1番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
荒木議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第4号1番は提案のとおり決定されました。</p>
日程8	<p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づく農用地買入協議</p>

<p>荒木議長</p>	<p>要請について</p> <p>議案第5号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づく農用地買入協議要請について」を議題とします。</p> <p>1番と2番を一括して提案します。</p> <p>事務局より提案の内容の説明を求めます。</p>
<p>原主査</p>	<p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づく農用地買入協議要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づき申し出のあった下記農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められるので、本別町に対し要請することについて審議されたい。令和元年11月25日 本別町農業委員会会長</p> <p>番号1番、所有権の移転申出者住所・氏名、●●●144番地 ●●●氏、所有権の移転申出年月日、平成31年3月7日、申出に係る農用地、土地の所在、●●●126番18、地目、登記・現況ともに畑、面積6,991㎡。外5筆、計34,580㎡。</p> <p>番号2番、所有権の移転申出者住所・氏名、●●●144番地 ●●●氏、所有権の移転申出年月日、平成31年3月7日、申出に係る農用地、土地の所在、●●●128番1、地目、登記・現況ともに畑、面積33,427㎡。外12筆、計120,180㎡。以上です。</p>
<p>荒木議長</p>	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>荒木議長</p>	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第5号1番と2番は提案のとおり要請することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>荒木議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p>

	<p>したがって、議案第5号1番と2番は提案のとおり要請することが決定されました。</p> <p>ここで、追加議案を提出いたします。</p> <p>追加議案書を配付しますので、暫時休憩いたします。</p> <p>(議案書配付)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p>
<p>荒木議長</p> <p>日程9</p>	<p>報告第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について</p>
<p>荒木議長</p> <p>原主査</p>	<p>報告第3号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用結果について」を議題とします。</p> <p>事務局より報告の内容の説明を求めます。</p> <p>報告第3号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について、農業経営基盤強化促進法に基づき農用地利用調整委員会による調整を行ったので下記のとおり報告する。令和元年11月25日 本別町農業委員会会長。</p>
<p>荒木議長</p> <p>河野委員長</p>	<p>番号1番、出し手住所・氏名、●●● ●●●氏、A団地 土地の所在 ●●●●86番1、地目、登記・現況ともに畑、面積28,776㎡、外5筆、計134,853㎡、評価価格2,724万円、なお、土地評価表、特記事項は記載のとおりです。</p> <p>次に、調整委員長から調整結果を報告願います。</p> <p>報告第3号1番について報告します。</p> <p>現地調査、調整委員会をともに令和元年10月30日に実施し、当日の調整委員は私、河野と石山委員、荒木委員、地区の風間委員にアドバイスをお願いして行いました。</p> <p>●●●氏が売買を希望している農地について令和元年10月30日に調整を行った結果、A団地は当該地区標準モデル価格22万7千円・土地評価点89点、10a当り20万2千円で、●●●氏と調整を行いましたが、受け手の合意が得られず不成立となりましたので、町長に農業公社への買入要請をします。</p>

荒木議長	<p>ただ今、事務局並びに調整委員長からから説明がありましたが、この報告に対する質疑を行います。</p> <p>どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
荒木議長	<p>質問がないようですので、報告第3号1番はこれで報告済みとします。</p>
日程10	<p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づく農用地買入協議要請について</p>
荒木議長	<p>議案第6号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づく農用地買入協議要請について」を議題とします。</p> <p>事務局より提案の内容の説明を求めます。</p>
原主査	<p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づく農用地買入協議要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づき申し出のあった下記農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められるので、本別町に対し要請することについて審議されたい。令和元年11月25日 本別町農業委員会会長</p> <p>番号1番、所有権の移転申出者住所・氏名、●●●80番地14 ●●●氏、所有権の移転申出年月日、令和元年9月17日、申出に係る農用地、土地の所在、本別町●●●86番1、地目、登記・現況ともに畑、面積8,776㎡。外5筆、計134,853㎡、以上です。</p>
荒木議長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
荒木議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第6号1番は提案のとおり要請することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>

荒木議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第6号1番は提案のとおり要請することが決定されました。</p> <p>以上で、本日の総会に提案された案件は全て終了しました。これで会議を閉じます。大変ご苦労さまでした。</p> <p>午前10時35分終了する。</p>
------	--

以上、会議のてん末を録し議事録とする。

以上のとおり相違ないことを認め署名する。

令和 元 年 11 月 25 日

議 長 荒 木 幸 造 ㊟

署名委員 河 野 一 紀 ㊟

署名委員 牧 田 安 史 ㊟